

## 相続定期預金

項 目	内 容
商品名	相続定期預金
ご利用いただける方	相続預金受領日(他金融機関含む)から1年以内の個人のお客さま
預入期間	1年
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	通帳式(総合口座含む)・証書式、一括でのお預け入れとなります 100万円以上相続により受領された金額まで 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします
満期時の取扱い	お預け入れ時のお申し出により自動継続のお取扱いができます 満期日に元本または元利金をもって前回と同一期間のスーパー定期預金に自動的に継続されます 自動継続後は、継続日の店頭表示の利率が適用となります
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	スーパー定期預金の店頭表示金利+年0.05% 満期日以後に一括してお支払いします 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算とします
手数料	—
付加できる特約	要件を満たす場合は、マル優の取扱いができます 総合口座の担保とすることができます 貸越利率は、担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には、国税の内「復興特別所得税0.315%」が含まれます
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた当行所定の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により利息を計算し、元金とともにお支払いします ※期限前解約利率は、普通預金の利率を下回る場合には普通預金の利率が適用となります
ご用意いただく書類	当行以外で相続手続きをされた方は下記①②をご提示ください ① 相続人であることが確認できる書類 例) 戸籍謄本の写し、遺産分割協議書、遺言書等 ② 相続預金受領日および受領金額が確認できる書類 例) 被相続人名義の解約済通帳や計算書等 ※当行で相続手続きをされた方は省略できます
その他参考となる事項	○さいたま支店、ハーモニー支店ではお取扱いしていません ○ATM、インターネットバンキングでのお取扱いはいたしていません ○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ○金融情勢の変化等により、商品内容を変更したり、取扱いを中止させていただく場合がございます ○本商品は預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます
当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(2020年10月1日現在)